

山梨県公報

号外第四十五号

令和二年

十一月十八日

水曜日

五十二の項中「第二十六条第一項ただし書」を「第七十九条第一項ただし書」に、「区画漁業権の」を「個別漁業権の」に、「区画漁業権移転認可申請手数料」を「個別漁業権移転認可申請手数料」に改め、同表五十三の項中「第三十六条第一項(同条第四項)」を「第八十八条第一項(同条第五項)」に改める。

附則

この条例は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。

目次

○山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

○山梨県手数料条例の一部を改正する条例(条例第五十一号)(食糧花き水産課)

1 漁業法の一部改正に伴い、当該法令の条項又は用語を引用する規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行することとした。

条例

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県条例第五十一号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の四十八の項中「第十条」を「第六十九条第一項」に、「漁業権の免許」を

「漁業の免許」に、「漁業権免許申請手数料」を「漁業の免許申請手数料」に改め、同

表四十九の項中「第十四条第四項」を「第七十二条第六項」に、「漁業権の」を「団体

漁業権(区画漁業権に限る。)」の「に」、「漁業権共有認可申請手数料」を「団体漁業権

共有認可申請手数料」に改め、同表五十の項中「第二十二条第一項」を「第七十六条第

一項」に改め、同表五十一の項中「第二十四条第二項」を「第七十八条第二項」に、

「基づく区画漁業権」を「基づく個別漁業権」に、「区画漁業権を目的とする抵当権設

定認可申請手数料」を「個別漁業権を目的とする抵当権設定申請手数料」に改め、同表

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番